

亀山市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成31年2月27日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11032
- 3 路線名 安楽7号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
安坂山町字仲屋敷 410番1地先か ら安坂山町字仲屋 敷361番1地先 まで	旧	108.40	最小	2.32
			最大	5.94
	新	108.40	最小	4.03
			最大	7.54